

## 郵便等による不在者投票制度のお知らせ

### 1. 郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

	障 害 名	障害の程度		
		1 級	2 級	3 級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	/
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫の障害	○	○	○

	障 害 名	障害の程度			
		特別 項症	第 1 項症	第 1 項症	第 1 項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹、の障害	○	○	○	/
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	要介護5

### 2. 郵便等による不在者投票の手続き

#### (1) 郵便等投票証明書の交付申請

郵便等に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に申請します。

#### (2) 投票手続き

「郵便等投票証明書」の交付を受けた方は、選挙の都度、投票用紙・投票用封筒を請求し、郵便等による投票を行います。

### 3. その他

郵便等投票証明書の申請受付については随時受付をしていますが、証明書の交付については、選挙管理委員長が、申請をした者が郵便等による不在者投票を行うことができる選挙人に該当すると認められた時になるため、交付まで多少時間を要しますので、時間の余裕をもった申請をお願いします。

なお、上記以外に郵便等による不在者投票における代理記載制度があります。詳しいことは、大間町選挙管理委員会にお問い合わせください。

問合せ先：大間町選挙管理委員会（役場総務課内）

TEL 0175-37-2111